平成２４年（フ）第８０６号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番３―80号
債務者　清水光雄こと　韓　　光煥
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５号
長崎県長崎市賑町１番２号
債務者　栗原　利幸
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
長崎県長崎市東琴平１丁目14番13号、旧住所長崎市早坂町1623番地１　柴原方
債務者　橋本三四郎
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
仙台市宮城野区高砂１丁目300―11ハチヤハイツ206、住民票上の住所仙台市若林区六丁の目南町８番16号
債務者　内海　　知
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
仙台市青葉区錦ヶ丘９―16―26、住民票上の住所仙台市若林区六丁の目南町８番16号
債務者　内海　捷子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
仙台市若林区沖野２丁目23番24号
債務者　佐藤　力保
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
秋田市四ツ小屋字城下当場６番地３
債務者　榎　　宏
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９号
秋田市飯島新町２丁目12番31号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
秋田県山本郡三種町鵜川字家の下９番地５
債務者　髙橋　俊介
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第５５号
茨城県潮来市あやめ２丁目25番地18日新館Ａ―２
債務者　香取　栄子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８２２号
千葉県市原市姉崎西２丁目２番地２　201号
債務者　市川　光男
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３８号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区２棟303号
債務者　今西　和夫
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５１号
千葉県市川市南行徳１丁目17番18号第２ひまわりハイツ102
債務者　石井富美子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６５号
千葉県市川市新田４丁目13番14号穴沢コーポ205号
債務者　岸江　秀樹
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３３号
千葉市中央区旭町２番２号　グリーンコーポ旭401号
債務者　和田　典子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３６号
千葉市花見川区犢橋町977番地９広尾マンション102号
債務者　西口　勝利
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４１号
千葉県船橋市藤原３丁目35番１―403号
債務者　中島　直子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係